

令和4年度第2回

札幌市男女共同参画審議会

議 事 録

札幌市男女共同参画審議会

令和4年度第2回札幌市男女共同参画審議会

- 1 日 時 2022年7月1日（金）午前10時00分から午前11時43分
- 2 場 所 オンライン
(札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室)
- 3 出席者 会 長：梶井祥子
副会長：藤村侯仁
委 員：齋藤寛子、瀧澤佳実、多田絵理子、中村しず香、
平井照枝、光崎 聡、武藤 修
(50音順・敬称略)
事務局：男女共同参画室長、男女共同参画課長ほか
- 4 議 題
次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定について
(1) 女性活動団体等・性的マイノリティの方々との意見交換報告
(2) 施策体系について
(3) 答申本文案〔計画各論〕について

1. 開 会

○梶井会長

ただいまから、令和4年度第2回札幌市男女共同参画社会審議会を開催いたします。

本日もオンラインになってしまいましたけれども、皆様、ご多忙の中をご参集いただきまして、ありがとうございます。また、本日もさらに活発な議論を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、定例でございますけれども、出席状況の確認と配付資料の確認をよろしくお願いいたします。

○事務局（川瀬調査担当係長） それでは、本日の会議の出席状況をご報告いたします。

札幌市男女共同参画審議会規則により、会議は委員の過半数の出席が必要とされております。

本日は、委員10名中9名がご出席されておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、梶井会長以外の委員の皆様におかれましては、オンラインでの参加となっております。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

会議次第の後に、資料1の次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定に向けた進捗状況について、資料2の審議会でのご意見一覧、資料3-1の次期プラン施策体系案、資料3-2の次期プラン施策体系案、こちらは見え消しがないものとなっております。続きまして、資料4の答申本文案、計画の各論部分でございます。それから、参考資料1の男女共同参画センターへの登録団体等との意見交換の概要、参考資料2の性的マイノリティの方々との意見交換の概要となっております。

足りない資料はございませんでしょうか。

出席状況の報告、配付資料の確認は、以上でございます。

2. 議 事

○梶井会長 それでは、議題に入ってまいりたいと思いますけれども、その前に、本日の審議事項の位置づけ等を含めまして、引き続き事務局からご説明をお願いします。

○事務局（後藤男女共同参画課長） 男女共同参画課長の後藤でございます。

それでは、事務局より資料1に基づきまして説明をさせていただきます。

資料1は、本日の審議会の位置づけとご審議いただく事項についてお示ししたのになります。

本日の審議会は、「1 審議スケジュール」の赤枠部分、今年度2回目の審議会となります。

本日の審議会では、まず、女性活動団体など関係団体と行いました意見交換会のご報告をさせていただきます。

次に、あらかじめ送付いたしました次期プラン施策体系案をご確認いただき、その後、計画各論についての答申本文案についてご意見をいただきたく存じます。

具体的な審議事項としては、資料1の裏面にごございます(3)の薄いオレンジ色で塗りつぶした部分となります。前回までの資料1では、施策体系案確定後は答申案の「目的・位置付け」「計画の推進方法」について整理を行う記載となっております。まずは計画の骨についてしっかりご審議いただくことが必要と考え、今回の審議項目は答申案の「計画体系部分」とし、次の書面送付の際には、目的等、計画の推進方法を含めて、全体をご覧いただく順番に変更しております。

説明は以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

全体の中で本日の審議会の位置づけをご理解いただけたのではないかと思います。

それでは、その位置づけを踏まえまして、議題(1)ということで、先般実施されました意見交換会についてのご報告をお願いしたいと思います。

○事務局(後藤男女共同参画課長) 参考資料1と2に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、参考資料1からご説明をさせていただきます。

先月の10日に、男女共同参画センターに登録されている団体の方、札幌在住のアイヌ民族の女性団体の方、札幌在住の国際交流員の方、計12名にご参加いただき、意見交換会を実施いたしました。

男女共同参画課から、現在のプランにおける取組と市民意識調査の結果の一部をご説明させていただいた後、審議会での審議の参考とするため、フリートークという形で、日頃の活動で感じられている課題など、広く自由にご意見をいただきました。

参考資料1は、いただいたご意見の概要を事務局でまとめ、それを次期プランの施策体系の中で関連する部分に振り分けたものでございます。右側の関連部分という欄は、新しい施策体系のこの部分に関連するご意見ということをお示ししたものです。

なお、いただいたご意見でございますが、審議会の委員の皆様からのこれまでのご意見を踏まえた上で、今回お示しした答申本文案の中で反映できるものは反映するなど、一部参考とさせていただいたところでございます。

個別の施策に関するご意見もございますが、市民の皆様からのご意見ということで、別途、所管部局に情報共有を図りたいと考えております。

それでは、参考資料1の3をご覧ください。

基本目標Iに関連するご意見です。

①から⑤まで、いずれも幼児や小学生からの教育が重要であること、③は、小学生のときからお互いに議論をしたり、物事を分析する力を身につけることの重要性、⑤は教育委員会とも連携を図ってほしいというご意見をいただきました。

続いて、基本目標IIに関連したご意見です。

②少しずつではあるが、男性側の家庭参画の意識が変わってきていると感じるというご意見、③きめ細かい保育を行うために、保育人材の確保と養成も大きな課題になっているというご意見、④防災備蓄品の内容についての具体のご提言などをいただきました。

2ページ目に参ります。

基本目標Ⅲに関連したご意見です。

DVに関連して、①所管課ごとに女性への支援を行っている現状に対して、包括的に解決できるような施策や施設をつくってほしいというご意見、②現行プランで「女性に対するあらゆる暴力の根絶」となっていることに対して、女性の視点は大事だが、支援からこぼれてしまう人がいないように目配りをしてほしいというご意見、③DVについて、ジェンダーに基づく暴力という意識を持つべきだというご意見をいただきました。また、④DVの早期発見という点で、保育現場の役割も大きいですが、現場での対応が分からないというご意見、⑤日本人のパートナーを持つ外国人も増えている中、DV窓口も多言語化できたらいいというご意見もいただきました。

多様な性の在り方に関しては、⑦教育に加えて、学校現場での配慮した設備の充実も必要だというご意見をいただきました。

困難を抱える女性に関連しては、⑧生理用品の設置に関するご意見や、⑨関係窓口・施設間の連携が不十分だというご意見、⑩アイヌ民族であることに加えて、女性であることで実際に困難な状況にあるので、行政がしっかり取り上げてほしいというご意見をいただきました。

続きまして、参考資料2についてご説明させていただきます。

先月13日に、性的マイノリティ当事者の方7名にご参加いただき、意見交換会を実施いたしました。男女共同参画課から、現プランにおける取組と市民意識調査の結果の一部をご説明させていただいた後、フリートークという形で、当事者の方が抱えていらっしゃる困り事や必要な支援、偏見や差別をなくすための取組についてご意見をいただきました。

なお、性的マイノリティの方々からいただいたご意見については、計画そのものというよりも、個別の施策に関する内容が中心となっておりますので、個別の事業を行う際の貴重なご意見として生かしてまいりたいと考えております。

参考資料2の3でございます。

当事者が抱える困り事としては、①自分のセクシュアリティに悩む10代、20代の若い方が多いこと、②ロールモデルが見つけれないこと、⑤家族にも打ち明けられない状況にある場合もあるというご意見をいただきました。

それから、④、⑧、教育現場においてジェンダーレス制服など取組が進んでいるという反面、制度として実は使いにくいものであったり、まだまだ配慮が不十分な面があるとのご意見をいただきました。

③同性パートナーからの暴力については、取り上げてもらいづらく、支援につながりにくいという問題、⑦災害時の実例に基づく課題についてご意見をいただきました。

また、⑥あたかも当事者がカミングアウトすることが自分らしくいることだという風潮があるが、隠している人のほうが多く、必ずしもカミングアウトを望んでいないというご意見もいただきました。

続きまして、2ページ目の当事者にとって必要な支援です。

①相談しにくい層に対するLINE相談の検討や、②当事者に確実に情報を届けるために、当事者のコミュニティを活用したらどうかという具体の提言もいただきました。

また、直接の困り事として、③パートナーが亡くなった際の手続きができないこと、④パートナーに代わって、パートナーの子どもを保育園などに迎えに行ったり、病院に連れていったりする際に断られたという事例、③パートナーの親が病院や介護施設に入所した際に、自分も家族と同様に扱ってほしいという要望をいただきました。

偏見や差別をなくすための取組としては、①LGBTフレンドリー指標制度について、企業内でしっかり取組が浸透するような制度になってほしいというご意見、②札幌市の広報物については、当事者が納得できる表現で正しい知識・情報提供をしてほしいというご意見、④LGBTの理解に取り組む学校をモデル校にして、そこをきっかけとして他校にも広げていけないかというご意見もいただきました。

最後に、その他です。プランに関連して、これは審議会の委員の皆様からもご意見をいただいておりますが、①「男女共同参画」と言われたときに、自分たちはどこに位置づけられるのか、「みんなのための」というような表現ができればいいというご意見などをいただきました。

説明は以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

今、参考資料1、2についてまとめてご報告、ご説明をいただきましたけれども、それについて、皆様からご質問、ご意見がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、まず最初に、私から感想も含めてお話ししたいと思います。

登録団体、それから、様々な立場の市民の方ということで、参考資料1では12団体が参加して下さったということでもございました。札幌市は、こういう女性支援とかシェルターの方とか、困難な女性の方の支援とか、いろいろな団体が民間で機能している本当に希少なまちだと思うのですけれども、今回、そういう方々が12団体も集まっていただいて、いろいろなご意見をいただいたということで、大変ありがたく思っております。

そのように民間団体が非常に活躍しているまちなのだというところを私どもも再確認したいと思っております。

それから、参考資料2でもございますけれども、性的マイノリティの方も非常に具体的な当事者ならではのご意見をいろいろ寄せていただいて、これも先ほどのご説明にありましたけれども、具体的な施策の中になるべく反映させていきたいと思っております。

この二つの意見交換会を通しまして、さて、今、我々が考えている第5次プランでござ

いますけれども、本当にこの切実な声に十分に応えているのかというところを私も改めて見直したところがございます。できるだけ切実な皆さんの声を反映できるように、より具体的かつ札幌市にとってよいものにしていければと思ったところがございます。どうぞよろしく願いいたします。

そこで、一つ思いましたのは、まず、参考資料 1、2 に共通して言えることは、ジェンダー平等の徹底ということです。ジェンダー平等の徹底ということをもう少し推し進めれば、困難な女性のことや、DV のこと、性的マイノリティのことを、ジェンダー平等の徹底というところの理念でかなりフォローでき、その理念を第 5 次プランでしっかり反映させているかどうかというところをもう一回見てみたいと思いました。

それから、包括的かつ多様な支援、そういうものができるような仕組みづくり、そこにも第 5 次プランでは踏み込んでいけないかというところをこの参考資料 1、2 から感じたところです。

以上が私の感想です。皆様からほかにご質問、ご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 では、これを踏まえた上で、議題に入っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議題(2) 施策体系について、ご説明をお願いいたします。

○事務局(後藤男女共同参画課長) それでは、事務局より、資料 2、資料 3-1、資料 3-2 に基づいて説明させていただきます。

まず、資料 2 についてご説明させていただきます。

資料 2 は、前回 5 月に開催した審議会でもいただいたご意見になります。お時間が限られていますので、全てをこの場で読み上げることはいたしません。今回、計画体系に反映させていただいたものについては、後ほど資料 3 で施策体系案をご説明させていただく際に、対応状況について併せてご説明させていただきたいと存じます。

資料 2 についての説明は以上でございます。

続きまして、資料 3-1、資料 3-2 の「次期プラン施策体系案」についてご説明いたします。

こちらは、前回の審議会での議論を踏まえ、梶井会長ともご相談をさせていただき、委員の皆様からいただいたご意見を反映した最終案となっております。

資料 3-1 は、修正部分を赤字見え消しとしたもので、資料 3-2 は見え消しを取って、修正後のものとなっておりますが、ここでは主に資料 3-1 を使ってご説明させていただきます。

まず初めに、基本目標 I の基本方向 1 についてです。

審議会でものご意見を踏まえ、施策の柱①を「人権教育やジェンダー平等に関する教育・学習の推進」といたしまして、施策の柱③を「男女共同参画に関する相談体制の充実と情

報提供」と修正しております。

次に、基本目標Ⅱに参ります。

基本的方向2につきましては、家庭生活への支援という趣旨が分かりやすいよう、「男女共同参画を推進するための環境整備」から「男女共同参画を推進するための家庭環境支援」と表現を変更させていただきました。

また、男女に限らず、就業しながら子育てや介護ができる支援や多様な働き方が必要であること、また、性的マイノリティの方が疎外感を感じないようにといったご意見をいただきましたことを踏まえ、基本的方向2の施策の柱②を「男女が共に」という言葉を外し、「就業しながら子育てや介護ができる支援の充実」とし、基本的方向3は、「男女の」という言葉を外し、「多様な働き方への支援」としております。

次に、基本的方向4ですが、地域活動についても「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」という表現を入れたほうが良いというご意見や、「地域活動での男女共同参画の推進」という表現が分かりにくいといったご意見をいただいております。こちらにつきましては、地域においては、男女共同参画の推進に当たって、その前段の担い手不足という課題があるため、現状を踏まえて「地域活動での男女共同参画の機運の醸成」とさせていただきます。

続きまして、基本目標Ⅲについてです。

基本的方向1は、対応すべき課題は圧倒的に女性側に多く生じていることから、「女性に対する」とさせていただきます。その後、改めて、過去の審議会でのご意見や、国が発表した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」や、厚生労働省が本年度、男性の性被害の実態調査を行うこと、先ほどご説明した意見交換会などでのご意見を踏まえまして、基本目標Ⅲで対応すべき対象は女性が中心であるというニュアンスは持たせながら、表現について再度検討いたしました。その結果、「女性に対する」から「配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶」に修正いたしました。

また、基本的方向3、施策の柱③は、軽微な字句修正をしております。

最後に基本的方向4ですが、施策の柱①について、「意識の普及と理解の促進」という表現が分かりにくいというご意見や、「意識」という言葉が大事だというご意見をいただいております。こうしたことから、ここは、女性に意識づけをしてもらうための知識の普及が重要で、同時に、女性が抱える健康課題に対しての周囲の理解も重要と捉え、「女性の生理と妊娠等に関する知識の普及と理解の促進」という表現に修正いたしました。

説明は以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

それでは、この施策体系案につきまして、皆様から最終のご意見、ご提案はありますか。いかがでしょうか。

それでは、また私から、先ほどのご説明でも最終案と言われていたのですけれども、この後、各論に入るわけですが、各論もいろいろ読み込み、この間開催された、札幌市の未

来創生プランの部会なども総合して、もう一回、見直してみました。ぜひ皆さんにご意見をいただければと思うのですが、この基本目標のⅠ、Ⅱ、ⅢのⅢをⅡに持ってきて、ⅡをⅢに持っていくのはどうだろうか、そのほうがジェンダー平等を進めるぞという迫力が出るのではないか、Ⅱはやはり家庭とか職場という各論的と感じました。一方、Ⅲのほうの誰もが尊厳と誇りをというところは、やはり理念的なものが強く出ておりますし、各論を読むほうとしては、Ⅰの人権を尊重するのだということと畳みかけて読めるような印象を受けたのです。

今のⅠ、Ⅱ、Ⅲだと、Ⅱが入って、またⅢでDVの男女の意識醸成というものが入ってきてしまって、Ⅲが気の抜けた感じになってしまう。基本目標ごとの変更だと皆さんにあまりご迷惑をかけないと思います。むしろⅡとⅢを変えたほうが第5次プランの一つの方向としては見やすいのではないかということが一つです。

さらに、先般、この審議会について北海道新聞の記事で取り上げている内容は、やはり暴力の問題なのです。やっぱり、この審議会で暴力のことについても議論されているところを特に取り上げた記事だったので、市民の関心は強いのかなと感じたところもあり、さらにご承知のとおり「児童虐待防止法」が改正されまして、子どもの体罰に関しては全面禁止になったわけです。夕食を与えないとか、罰で正座させるとか、そういうものも一切駄目だということになって、子どもへの暴力に対して厳しい目が向けられていることを考えると、男女間の暴力というのはもっともっとなくすように迫力を持って第5次プランでうたっていかなければいけないし、実現させなくてはいけないのではないかと思います、今のⅢをⅡに持ってきて、Ⅲを更に各論として落としていくという構成のほうがより市民にいろいろな気持ちが伝わりやすいのではないかという意見です。

ここまで固まったのに申し訳ないのですが、いかがでしょうか。

藤村副会長、いかがですか。

○藤村副会長 せっかくご提案いただいたので、率直な印象というか、感想です。

結論から言うと、私は今の順番がいいと思っています。梶井会長のおっしゃることはすごく分かって、市政という観点で考えると確かにそのロジックのほうがじっくりくるのですけれども、今回は男女共同参画をどうやって実現していくかという計画なので、私の中では基本目標Ⅱが核だと思っているのです。

当然、市政全体で考えると、今おっしゃったような順番になると思うのですけれども、この計画においてはⅡが核かと思います。前にも言ったかもしれないのですが、Ⅲというのは、メインのところではなくて、男女共同参画社会が実現されていないがゆえにこぼれ落ちているところをどうやって手当てしましょうかという部分だと思っているので、そもそもあるべき姿に持っていくのはⅡかと思います。あるべき姿になっていないせいで起きている事態への対処がⅢかなという理解でしたので、私の中では、優先順位という意味ですけれども、コアであるのがⅡなので、まずⅡです。Ⅰは大前提なので、これがないと話にならないということでⅠにあるのですけれども、それで、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲという順番が

いいと思っているというのが今のところの印象です。

○梶井会長 ありがとうございます。

ほかの皆様はご意見いかがでしょうか。

○齋藤委員 私は、先ほどの参考資料1や2の意見を見て、やはり「男女」という表現は性的マイノリティの方にとって疎外感があると思われるのだなと感じたのが一つです。

そして、今、梶井会長がおっしゃったことにすごく同調できるのですが、この順番をどうしたらいいかはすぐに言えないのですけれども、暴力を容認する姿勢は札幌市には一切ないということを表明したいというか、どこかに強く出てもいいと思います。こういう状況だったから暴力があってもいいなんてことは絶対になくて、暴力は、振るうほうの問題で、被害に遭った人には一切の落ち度がないというところをもうちょっと強調したいと思っています。

男女共同参画、男と女というところで、性的マイノリティの人がLGBTQsのカップルの中でのDVは取り上げてもらえないという表現もあったと思うのですが、LGBTQsでも男性同士でも女性同士のカップルでも、必ず立場の弱い人が暴力に遭うので、その表現を「性的マイノリティの方も」と入れるとか、女性や子どもという表現に加えて、社会的に立場の弱い人、関係性において立場の弱い人というのが見えるように、分かるように補足でもよいのですが、入れられないかと思いました。

大きなくくりだと、暴力容認の姿勢はないとか、立場が弱い人のことだとか、被害者は悪くないということがどうにか表現できればと思いながら梶井会長のお話を聞いていました。順番によってそういう印象を与えることができるのだったら、それも一つの手法かと思えますし、考えがまとまらずに意見を言ってしまったのですけれども、そう思いました。

○梶井会長 ありがとうございます。

このことについて、ほかの皆様はいかがでしょう。

皆様のご意見をここでまとめて、どちらかにさせていただきたいと思うのですが、藤村副会長は、結局、Ⅱが実現されていないからⅢが起きるとおっしゃったのですが、私は、そこは逆で、これはもう20年以上前から言われていることで、ここが実現していないからⅢが進まないのではないかと捉えているのです。今のⅡがないからⅢが駄目なのではなくて、根本的にⅢがずっと残存し続けているためにⅡが行かないというのが私の解釈です。

それから、齋藤委員もおっしゃっていただきましたけれども、LGBTQの方の意見もいただいているわけですが、パートナーの関係性で起こるいろいろなトラブルとか課題は、やっぱりⅢに落とし込めると思うのです。ここに多様な性の在り方への理解と促進とかいろいろありますので、ここでさらに各論に入ったところに落とし込めますから、むしろ、これをⅡに上げたほうがLGBTQの方にも射程が広がります。しかも、Ⅱの女性活躍推進計画も施策体系に入ってしまうのです。だから、これはちょっとうるさい感じがすると言ったら申し訳ないですが、女性活躍推進はしますけれども、これは古くなりますよ。グ

ローバルスタンダードでいけば、今頃まだ女性活躍推進ですか、当たり前でしょうとなります。いつまで載っているのだと、私はそう思うのです。

だから、施策体系にこのままこの文言が入るのであれば、なおさらⅢに隠しておきたいという感じもしなくもないです。

主観的な意見になりましたけれども、事務局から何かありますか。

○事務局（後藤男女共同参画課長） いろいろな観点からご議論をいただいて、ありがとうございます。

暴力の問題は本当に深刻だと思っております、許さないという姿勢で対応していかなければならないなとももちろん考えております。

事務局としては、藤村副会長のお考えに近い考え方でこれまで男女共同参画プランを進めてまいりました。梶井会長もジェンダー平等を実現すればいろいろな課題が解決していくのだとおっしゃっていましたが、ジェンダー平等が進んで、女性が活躍して、ちょっと古い表現だというお話もございましたが、基本目標Ⅱの部分が進んでいくことによって、暴力が起こる原因の部分、根本の考え方が改善されていくのではないかということで、事務局としてはⅡを男女共同参画プランの核と考えてつくっております。

引き続き、ご議論をお願いいたします。

○梶井会長 ありがとうございます。

ほかの皆様はいかがでしょう。

○多田委員 私は藤村副会長に賛成ですが、目標の中でも大きな目標があって、その中に幾つかの目標があるのですけれども、基本目標Ⅱについては全体的な目標で、Ⅲというのは、藤村副会長がおっしゃったように、それでもこぼれ落ちた人たちにどう対処していくかというようなところになってくるので、構成として、今の順番のほうがじっくりくるなという印象です。

やはり、何に力を入れるかというところで順番が決まってくると思うのですけれども、事務局が先ほど言ったように、Ⅱに重点を置いているというのであれば、今のままでいいのかなと考えました。

私の業務としてはⅢに大きく関わっているので、そこについてはものすごく力を入れてほしいなという個人的な感想を持っているのですけれども、市としてこういう順番を決める上では、重要なもの、特に力を入れているものを先に持ってくるべきかと考えました。

○梶井会長 ありがとうございます。

平井委員、どうぞ。

○平井委員 私としては、基本目標Ⅰで大きく人権の尊重という一番大事なことを書いていて、Ⅱはもちろんこうあるべき社会であるので、ここまではいいと思いますが、現場で相談を受けている身としては、本当に多いです。そして、切実です。けれども、社会の認識としては、本当にごく一部の女性の方だけが暴力を受けているというイメージがあると思います。また、働く場でも、対等でない関係性でハラスメントが起きているということ

があるので、この順番も確かにそうなのですけれども、例えば、Ⅲの1の配偶者・パートナー等に対する暴力の中で、DVと書いてあるのですが、ここに書いていても、女性も男性も自分は関係ないと思われてしまうのです。ここを「対等ではない関係性における」とか、そういうふうにしたほうが市民の皆様はピンとくるのかなと思っています。それは、家庭内だけではなくて、企業や社会においてもそうなのだということを、暴力は許されないのだということを、札幌市としても明文化してほしいと思います。

私は、どちらかというとなり会長と同じ意見なのですけれども、市民としてこれを見たときに、DVは本当に特定の人たちにしかないという、札幌市の調査でもそうでしたが、受けているのは1割しかいないというように内閣府の調査とは大きくかけ離れておりまして、殴られても暴力だと思っていないという方が多数いたので、これをⅡに持ってくると、男女共同参画の第5次ではこちらがメインなのかと取ってしまう方もいるかなという危惧はあります。

○梶井会長 ありがとうございます。

ほかの皆様はいかがでしょう。

○光崎委員 梶井会長のおっしゃったことも十分分かるのですけれども、この組立ての体系の構成としては、先ほど多田委員と平井委員がまとめて言われていたので、それに賛成をする立場で、この順番でいいのではないかということを発表させていただきます。よろしくをお願いします。

○梶井会長 ありがとうございます。

大体の皆様は、このままでいいのではないかということでした。もちろん、ジェンダー平等と暴力の廃絶ということに関しては揺るがない我々の信念でございますけれども、そこはまた各論の書きぶりに落としていくということで、体系としてはこのほうが市民の方にも受け入れられやすいというご意見としてまとまったと思います。

○平井委員 Ⅱの中に、先ほど言ったような、働く場におけるとか、女性活躍というよりは、ハラスメントのことを許さないという姿勢があるといいと思います。

○梶井会長 ここの柱とか基本的方向には「ハラスメント」という言葉が出ていないのですけれども、これまでの議論の中で、暴力だけではなく、その前にハラスメントということがすごく重要だという議論はさせていただいて、各論の書きぶりの中には入っているのですが、平井委員としては、施策の柱辺りにハラスメントという言葉を入れたほうがいいのではないかというご意見になりますか。

○平井委員 そうですね。対等な関係性がない中での支配というか、圧力というか、そういうものがあるということが示せたらいいなと思います。それは各論みたいなどころでいいということであれば結構です。

○梶井会長 「ハラスメント」という言葉がないのがこの審議会で私もずっと気になって、意見を言ったことがあるのですけれども、それは各論できちんと触れましょうということになっておりました。各論のほうには確かに入っておりますが、柱にもう1回文言として

入れられるかどうかということは保留させていただきたいと思います。

あと、皆さん、この体系についていかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ご議論をいただきまして、ありがとうございます。

このままの体系案で行くということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題に入っていきたいと思います。

答申本文の案ですけれども、今度はそれについて皆さんと検討していきたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（後藤男女共同参画課長） それでは、事務局より、資料4「答申本文案」に基づきまして説明させていただきます。

初めに、1ページ目の「構成概要」をご覧ください。

現状では、全4章の構成を考えておきまして、第1章は「男女共同参画プランについて」とし、プランの考え方の説明と男女共同参画を取り巻く状況、現行のプランの振り返りを行います。第2章では、「プランの概要」ということで、全体構成と施策体系についてご説明いたします。続いて、今回お配りした第3章「計画各論」ということで、基本的方向ごとに現状と課題を分析し、取組内容を記載いたします。最後に、第4章では、現行のプランと同様、男女共同参画推進に当たっての審議会や庁内体制など、どのように進めていくのかを記載する予定となっております。

第1章、2章、4章については、今後作成をいたしまして、第3章に庁内の事業照会の結果を反映させた後、皆様に答申案全体をお示しできる予定となっております。

それでは、第3章についてご説明をいたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目「基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成」の下をご覧ください。

ここでは、審議会での審議を踏まえ、まずは、性別にかかわらず、誰もが互いに尊重し合うことが重要であること、そのためにはあらゆる世代に向けた意識改革にまず取り組むことを記載いたしました。

続いて、「基本的方向1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革」をご覧ください。

現状と課題として、固定的な性別役割分担意識や、2ページ目ですが、男女の地位の不平等感が根強く残っていること、こうしたことを背景として、セクハラをはじめとするハラスメントも増加しているということなどを記載いたしました。

続いて、3ページ目です。

施策の柱(1)から(3)について、取組の概要をそれぞれ記載いたしました。

(1)では、人権尊重教育の推進とあらゆる世代への学びの機会の提供を記載し、(2)では、活動を行う市民や女性団体などに活動の場の提供や情報発信による支援を記載、(3)では、男女共同参画を推進するため、男女共同参画センターでの相談体制の充実と情報発

信について記載しました。

説明文だけですとイメージが湧きにくいかと思いますが、7月下旬の段階では、この下に庁内に照会した具体的な事業と説明を記載する予定です。

4ページ目、「基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり」の下をご覧ください。

ここでは、誰もが働きやすく暮らしやすい社会を実現するために、あらゆる場面で男女共同参画の視点を持って取り組んでいくと記載しました。

続いて、「基本的方向1 働く場における男女共同参画の推進」をご覧ください。

現状と課題として、ジェンダーギャップ指数を示し、日本があらゆる分野で後れを取っていること、5ページ目、女性の管理的従事者割合が低いことや市役所における女性管理職の割合などを掲載しています。

また、6ページ目、男性の育児休業や介護休業を利用する男性が少ない理由を聞いた意識調査の結果から、男性が積極的に家庭に参画しにくい雰囲気や慣行があることを記載しています。また、審議会でご意見をいただいた、家庭においても男性の活躍の場を広げることが重要であるということに記載いたしました。

続いて、7ページ目ですが、審議会でもご意見をいただきましたが、男性側も長時間労働是正や多様で柔軟な働き方の実現が必要であること、企業側も男性に対して、仕事上の責任を果たしつつ家庭参画を促していくことは重要であるということに記載いたしました。

同じく、7ページ目から8ページ目にかけて、施策の柱(1)から(3)について取組の概要を記載しました。

(1)では、市役所が率先して女性の参画拡大に向けて引き続き取り組んでいくこと、(2)では、働く場における意識改革が進むよう企業を対象とした啓発や情報提供を行うこと、(3)では、ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を通じた支援を行い、また、企業におけるテレワークが推進されるよう支援を行うことを記載しました。

続いて、「基本的方向2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援」をご覧ください。

現状と課題として、結婚されている方の男女別の家事時間について聞いた意識調査の結果や、9ページ目、育児休業や介護の状況から、圧倒的に女性に偏っていることを示しております。その上で、ご意見をいただいたダブルケアへの対応など、複雑化するニーズに対応した支援体制が求められていることを記載いたしました。

続いて、その下ですが、施策の柱としては、(1)として、男性の家庭参画を促すための啓発について、10ページ目上段(2)として、保育等施設設備や、意見交換会でもご意見が出ましたが、保育人材の確保について記載いたしました。

続いて、「基本的方向3 多様な働き方の支援」です。

現状と課題として、最新の女性の労働力率について、全国と札幌市を比較いたしました。

M字カーブは解消に向かっているものの、全国と比べると男女ともに低位にあり、男女

差が依然として大きい状況です。

11ページ目ですが、就業を希望しながら求職していない女性が全国で171万人いる状況について掲載し、一人一人の事情に応じた就労が可能となるよう、多様で柔軟な働き方の選択肢を増やすことが重要であることを記載いたしました。

また、施策の柱としては、（１）として、女性に対するスキルアップ支援や再就職支援事業について、（２）として、企業に対する支援を記載いたしました。

続いて、12ページ目、「基本的方向４ 地域における男女共同参画の推進」です。

現状と課題として、女性の参画を促すために必要なこととして聞いた意識調査の結果を掲載し、役割を固定化することなく、様々な視点を持つ担い手を確保し、意見を取り入れることが重要であること、また、災害時においても防災現場への女性の参画拡大が重要であることを記載いたしました。

13ページ目ですが、施策の柱として、（１）地域活動における意識改革に向けて取り組むこと、（２）災害時に男女共同参画センターも含めた体制の構築を図っていくことを記載いたしました。

次に、14ページ目、「基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現」の下をご覧ください。

焦点を当てる部分ではありますが、目標として「誰もが」と掲げておりますので、男女だけではなく、多様な人々を包摂する社会を実現し、誰もが安心して生きられる社会となるよう取組を進めることを記載いたしました。

続いて、「基本的方向１ 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶」です。

現状と課題として、意識調査の結果からDVを受けたことのある割合が女性だけでなく男性も増加していることを記載しました。

また、審議会でのご意見や意見交換会でのご意見を踏まえ、今後は、女性だけでなく、男性や性的マイノリティの方々など、様々な被害者への対応が求められることを記載いたしました。15ページ目には意識調査の結果や相談件数を掲載しております。

次に、16ページ目ですが、審議会でのご意見、被害者支援の一環としての「配偶者暴力加害者プログラム」について記載し、今後の国などの動きも踏まえ対応することとしております。

17ページ目ですが、こちらは主に性暴力について触れておまして、SNSなどの広がりによる暴力の形態の多様化に伴って的確な対応が必要になっていることについて触れ、6月23日に施行された「AV出演被害防止・救済法」のことに加え、国でも実態を注視し始めた被害を申告しにくい状況にある男性や性的マイノリティの方々がいることについても触れました。

続いて、18ページに参ります。施策の柱として、（１）から（４）について取組の概要を記載いたしました。

（１）では、主にDV等防止に向けた周知啓発など意識の醸成に向けた取組を記載し、

(2) では、DV被害者に向けた相談・支援・関係機関との連携について記載いたしました。

続いて、19ページ目です。施策の柱(3)は、主にDV被害者の子どもに対する支援として、学校における取組や児童相談所における取組を記載し、(4)は、性暴力について、若年層に対する啓発や被害者支援について記載いたしました。

続いて、「基本的方向2 多様な性のあり方への理解の促進と支援」です。

現状と課題として、審議会でのご意見を踏まえ、日常生活の様々な面において困難があることを記載し、市民に広く発信するため、「アウトティング」についても記載いたしました。

また、20ページに参りますが、具体的に起こっている日常生活における困難についての内閣府のアンケート結果を現プランに引き続き掲載いたしました。

21ページ目には、市民意識調査の結果から、施策の認知度が低いことや、世の中全体での理解促進が課題であり、今後も取組を進めていくことの必要性を記載いたしました。

続いて、22ページです。施策の柱としては、(1)として、理解促進に向けた庁内外の取組を記載し、(2)として、生きづらさの解消に向けた支援として、当事者向けの事業と企業への働きかけ、他自治体との連携について記載いたしました。

次に、「基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援」です。

現状と課題として、令和4年度の男女共同参画白書の記載も踏まえ、家族の形態の変化と、女性が生涯にわたって経済的に自立して生活することの必要性に触れ、23ページでは、困難を抱える女性はひとり親家庭に限らないという審議会でのご意見を踏まえ、広く女性についての札幌市における課題として、有業率や非正規従業員の比率、賃金格差などのデータを掲載いたしました。

続く24ページ目に、新型コロナウイルス感染症の観点から、札幌市におけるひとり親世帯の就業状況と、全国的な自殺者数の推移など、複合的な理由による女性への影響について記載し、25ページには、国の動きとして、「困難女性支援法」についても触れるとともに、改めて、若年女性や単身高齢女性、ひとり親世帯などへの多様な支援が求められること、複合的な困難を抱える女性への理解や尊重する環境づくりを進める必要性を記載いたしました。

施策の柱として、(1)から(3)について、取組の概要を記載いたしました。

(1)では、困難を抱える女性やひとり親家庭への相談支援について記載し、(2)では、働いていない女性への就労支援のみならず、就業中の女性に向けた支援も含めた記載といたしました。26ページ目の(3)では、各施策の実施に当たっては、複合的な困難を抱える女性がいることも踏まえ、相談体制を充実することについて記載いたしました。

続いて、「基本的方向4 生涯を通じた女性の健康支援」です。

現状と課題として、とりわけ女性については、ライフステージに応じて心身の状態が大きく変化すること、27ページに参りますが、人工妊娠中絶率が高いこと、また、審議会の

意見を踏まえ、働いている女性という観点からは、生理や更年期障害による就業への影響があること、職場での同僚など周囲の正しい理解も必要であることを記載いたしました。

28ページ目ですが、施策の柱としては、(1)として、性に関する正しい知識の普及啓発と、女性特有の健康課題などについて、男女双方の理解促進に取り組むことを記載いたしました。(2)としては、ライフステージに応じた女性への正しい情報の提供、健診等による支援を記載いたしました。

資料4の説明は以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

先ほど来の施策体系から、今度は各論に落としてきまして、皆様にこれまで議論していただいた中で課題なども見つけてきておりますので、それに関してでき得る限りのデータなども掲載して書いております。

かなり具体的にどういう施策が取られるのかということに関して皆様もイメージできたのではないかと思いますけれども、この各論について皆様からご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○藤村副会長 強いて言えばという意見になってしまうのですが、各論を読んでみて、また骨子のほうに戻ってしまうかもしれないのですけれども、基本目標Ⅱの基本方向1の「働く場における男女共同参画の推進」という枠の中で、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」というのが施策の柱で入っています。それに絡んだ情報がこの詳細に記載されているのですが、例えば、政治家、議員とか企業の役員の女性の比率がもっと高くなればいけないという話と、管理職がもっと増えなければいけない、増やしていきたいという話とは、別に考えなければいけないかなと思っています。女性活躍推進の中は、どちらかというとなり管理職の女性の割合がもっと増えていくべきだという話かと思うのですけれども、政策・方針決定過程への参画の拡大というのがここにあるのがやっぱり違和感があります。議員が増えるとか、企業の女性役員が増えるという話は、女性活躍というよりも、ロールモデルというか、もっと上の部分での話のイメージがあって、このカテゴリーの中に入っているのがちょっと違和感を覚えました。

例えば、主な事業で、審議会委員への女性の登用促進とか、この場もそうだと思うのですけれども、今は普通に男女関係なく、どちらが多いということもなく参加していると思うのですが、これが女性活躍推進の延長でこうなっていると捉えるとすごく違和感があると思うのです。そうではなくて、そもそものところではないかということがありまして、それこそ基本目標Ⅰに入ってきていてもいい内容だなということを、この詳細を見ていて感じました。

○梶井会長 今の部分は各論の4ページです。この各論の中では、データとしては、管理職とか、審議会の登用とか、札幌市職員の女性管理職、管理職が中心のデータで、札幌市議会議員のデータは出ていないわけですね。

○藤村副会長 ですから、施策の柱(1)では、方針決定過程イコール管理的役割という

ニュアンスで捉えられていると思っていました。

○梶井会長 そうすると、藤村委員の今のご意見は、この政策・方針決定過程への女性の参画の拡大という政策・方針決定過程という文言に対する違和感ということですか。

○藤村副会長 管理的従事者の話がそこに入っていると、ちょっと違和感があります。例えば、施策の柱（3）の女性の活躍に積極的に取り組む企業等への支援というところには管理的従事者を増やすというところが入ってくると思うのですが、この詳細のところだと、審議会への女性登用ぐらいでしょうか、管理的ではないというお話は。書いてあることがほぼほぼ管理的な従事者のところの管理職割合とか、その辺だったなという気がしています。

こうすべきというところまでは自分の中でまだきちんとしていないのですが、ちょっと感じたというレベルの話です。

○梶井会長 各論の中で、施策の柱の書きぶりや各論との整合性というご指摘だったと思いますけれども、どちらをどうすればいいのかという具体的なご意見があれば、また時間を経てから承りたいと思います。よろしく願いいたします。

このような感じで、皆様、各論についてご意見があればと思います。

私からですが、例えば17ページには、「AV出演被害防止・救済法」という新しく成立した法律があります。とにかく、このプランはこれから4年間続くプランですので、最新の法律制定についても触れていただいて、ありがとうございます。

そして、「AV出演被害防止・救済法」に加えて25ページですが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、「困難女性支援法」が5月に成立しています。これも、ここで触れていただいてよかったなと思っています。

実は、この法律の中で、女性相談支援センターを各都道府県もしくは政令指定都市でこれから開設しなくてはならないとうたわれておりますので、札幌市としてもその開設に向かって、従来の婦人相談所について、根拠法が変わります。今までは「売春防止法」だったのが新しい法律に根拠法が変わりますので、今までの婦人相談所を女性相談支援センターに新装オープンさせなければならないということが法律で規定されましたので、札幌市もそれに向かっていくのだらうと思います。

25ページでそれに触れていただいているので、例えば、3ページに戻っていただいて、どこかに、今までの婦人相談所ではなく女性相談支援センターを開設していくのだと、最初に申し上げたように、包括的、各民間の様々な支援団体と共同していける拠点を相談支援センターとして作っていくというところを具体に入れていってもいいのかなと感じております。

ですから、「男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供」とか、「様々な団体に対して活動、交流の場の提供」ということを3ページに具体的に書かれているので、この3ページに書かれていることと25ページの「困難女性支援法」に書かれている女性相談支援センターを開設してくださいということと併せて、具体的に書いていってもいいのかな

と思います。

そうすると、今後の方向がはっきりし、しかも、先ほど申し上げましたように、意見交換会での12団体など、民間の団体が様々な形で動いているのですけれども、それをまとめる一つの拠点がまだうまく機能していない、もしくは、ネットワークなどもないということで、そこを支援するという形で女性相談支援センターの開設も、25ページで触れていた法律を根拠にこれからやっていくということをお書きいただいてもいいと思いますし、もしくは、先駆けてやっていくということを宣言していただいてもいいかと思います。

○事務局（後藤男女共同参画課長） できたばかりの法律に触れていただいて、ありがとうございます。

現時点で、新聞報道等ありますけれども、この法律の具体的な部分については、まだ国から情報が下りてきていないところでございます。設置義務につきましても、都道府県に対する設置義務、市町村に対する設置義務がございまして、必ずしも全部つくらなくてはならないというものではないと認識しています。

今年、法案の動きがございまして、できれば第5次プランに盛り込んでいきたいと考えておりますけれども、これからの情報も踏まえて、可能な範囲で間に合うものを梶井会長や皆様とご相談しながら本文に入れていくよう考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○梶井会長 ありがとうございます。

実は、コロナがございまして、女性の自殺率も増えたということもあって、私も札幌市の女性の自殺などを調べてみたのですけれども、2020年以降のものがまだ出ていないのです。一番新しく2019年というコロナの直前までしか出ていなかったものですから、把握できていないのですけれども、2013年から2017年の5年間においては、札幌市では20代の女性の自殺の増加率が一番高いです。自殺の年代層について、高齢者は政令指定都市の中でも割と低いほうなのですけれども、20代、30代、40代までは政令指定都市の中で札幌市の自殺率はベスト3に入ります。

札幌市というのは、どの年齢層でも女性の人口が男性を上回っていて、なおかつ、働いている女性の非正規雇用率、それから、道内他市町村から札幌市に集まってきて女性が増えていて、販売とか飲食、それから風俗、そういうところで働いている女性が札幌に集中しているわけです。その人たちはこのコロナの2年間でかなり困難に見舞われているのではないかという不安もありまして、この法律ができたものですから、本当にこういう人たちを包括的に救い上げるような、既にいろいろな民間団体が困難な女性に対して動いておりますので、そこを支援していくという行政の方向性も札幌市民に対してうたったほうが、それに向かっていったほうがいいのかと思っています。

皆様から、さらにいろいろなところでご意見がありましたら承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中村委員 お話を聞かせていただいて、私も女性の自殺率についてはすごく気になって

いました。あとは、新しくできる法律のことも、今、この場ですごく学ばせていただいたところで、今はまだ整理できていないです。

○梶井会長

ほかに、各論に関して皆様からご意見があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○平井委員 2ページ目のハラスメントのことは本当に許されない行為であるときちんと書いてあるのですが、このハラスメントがジェンダーに関係するハラスメントに対しての固定観念という取り方ができるので、今、本当に若い方も、せっかく働いたのに、パワーハラスメントを受けて仕事を辞めざるを得ないような状況に追い込まれている方が本当に大きくいるなと思っています。セクハラだけではなくて、あらゆるハラスメントと書いているのですけれども、パワーハラスメントとか、社会における暴力も許されない行為ということを書きただけだったらいいかなと思います。セクハラだけがハラスメントという受け取り方をされてしまうかなと思ったものですから、そういうことを言わせていただきました。

14ページについても、確かにここでもいろいろ意見があり、DVは男性の被害者も、男性というか、マイノリティの方もですけれども、女性だけの被害ではないと意見が出ていたと思います。確かにそうなのですが、以前、齋藤委員もおっしゃったように、隣のページに、深刻化する前に早期の相談につながるようにとあるのですけれども、深刻な被害を受けている9割以上は女性なのです。ですから、14ページの「DV被害者の多くは女性ですが」に、深刻な割合が9割を超えているということも入れていただけたらいいなと思います。中には、DVの加害者が自分が被害者だと訴えている方々もいらっしゃるのですが、被害女性も、相手に反論したから自分もそうなのかなというふうに思っている方もいるけれども、本当に深刻な状態、避難しなければいけないような状況の被害を受けている9割は女性だということも伝えていただけたらなと思いました。

○梶井会長 ありがとうございます。

具体的にご意見をいただきましたので、ハラスメントに関しての射程の取り方ですね。セクシャルだけではなくて、あらゆるハラスメントに対して許さないという形で、さらに一歩踏み込んだ書きぶりというご指摘と、被害者、男性もLGBTQの方もそれぞれに被害者がいるわけですが、深刻さというところで女性は特に際立っているという書きぶりももう少し強調というご意見だったと思いますので、もう一度、文言等を検討させていただきたいと思います。

とにかく、市民の方に届くような書きぶり、説得力のある書きぶりというところを目指していきたいと思いますので、皆様お気づきのところがございましたらご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○光崎委員 書きぶりということではないのですけれども、質問したいことがあります。

5ページのところで、審議会の女性登用率ですとか市職員の女性管理職の割合について書かれていますが、この間、そこら辺をどのように対応していたのか、また、分析してい

るものがあるのであれば、そこら辺の具体的な中身についてお聞かせいただきたいと思います。

審議会の女性登用率については、この10年で4割に届いていないというのはひど過ぎるという感覚を受けています。これについては、市民委員の部分で女性の候補が出てくる方が少ないのか、私たちのように各組織に要請をするときに女性でというお願いはしていると思うのですが、そこで何らかの問題点なり課題があるのであれば、どういったものがあるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

また、市の管理職の割合についても、この10年で5%ぐらいしか上がっていないとあります。この書きぶりで率先して女性活躍の機会確保に積極的に取り組むのだと書いてありますけれども、市内の中で今まで何をしてきたのかということであったり、今、どういうことを考えているのかということであったり、前も質問しましたけれども、係長になる部分でいけば、試験制度とかあると思うので、そういった問題がありやなしやを含めて、参考までにお聞かせいただければと思います。

○梶井会長 いかがでしょうか。

○事務局（後藤男女共同参画課長） ご指摘いただき、ありがとうございます。

まず、審議会の女性委員が最近が増えていないというお話をいただきましたが、女性比率を高めていくために、審議会の委員の改選があったときには、女性比率40%を目指すということで、40%を割りそうな場合は事前に協議してくださいとし、必ずお話を伺うことを原則にしています。そこで何とか女性の委員の選出をお願いしているのですが、難しい理由として、例えば、防災、消防の分野で、いろいろな部分で専門家の知見を入れるために、充て職として義務づけている委員が圧倒的に多いという現状です。医療の関係ですと医師などそのトップを充て職にしているというような審議会が多く、そうすると、なかなか女性にならないというお話をいただきます。

専門家の部分についてはある程度仕方がない面もあるとして、それでは委員を増員したり、公募をしたり、学識経験者という枠で女性の活躍を進めること、女性の登用を進めることをお願いしているのですが、なかなか苦勞している状況です。

また、札幌市の女性管理職比率について、最終的には適任者がということにはなるかと思うのですが、女性管理職の前に、まず女性の係長職を増やすという取組がございます。

札幌市は、係長職に昇任するためには試験を行っています。そこで女性が受験しやすくなるような取組として、今まで日曜日だった試験を土曜日にししたり、試験を受けるような年齢に出産、子育てを考えた場合であっても、例えば、1次試験の筆記試験合格後に育児休業に入った場合でも2次試験の受験資格を持ち越せるようにしたり、少しずつではありますが進めているところです。

○梶井会長 ありがとうございます。

光崎委員、よろしいでしょうか。

○光崎委員 ありがとうございます。

最近の審議会の女性登用の関係でいうと、充て職でトップがという部分があるということですが、そうだとすれば、その規則の中で、充て職のトップという前提はありつつも、どちらを優先するかということで、トップにこだわらないで、細則か何かをつけて女性を増やすようなことでもしない限り、このままとなかなか切り崩していけないのではないかなという感想を持ちました。

それから、管理職でいけば、そもそも試験制度を取り入れている政令指定都市がどれくらいあるのかということも分からないので、ただの感覚ですが、試験制度自体がそもそも要るのかということも含めて、どこかの機会で、そういったところも分析したいと思っているので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○梶井会長 ありがとうございます。

ほかにお気づきの点やご意見はございませんでしょうか。

各論の書きぶりは、幾つかご指摘もいただきましたけれども、いかがでしょうか。

○齋藤委員 各論の中身は、皆さんが会議の中で話されたことや私が話したことも入っていて、すごいなと思いながら読んでいました。

これは、一般市民の方ももちろん読めるものですね。そうすると、ちょっと難しいかもしれないというのが一番にあります。高校生ぐらいが読んでも、そうだねと分かるような、下のほうにトピックスというか、用語の説明もあったりするのですけれども、例えば、一番最初の男女共同参画の視点が生かされるようにというところで、ふだんから男女共同参画とか暴力の活動している私は分かるのですけれども、突然、日常の中にこの言葉が出てきて分かるかと思うと、いちいちどこかに解説またはトピックスみたいなものがあるとぐちゃぐちゃしてしまうのかもしれないのですけれども、例えば、「男女共同参画の視点」と書いてあったら、小さい丸囲みで「一人一人の考え方や生き方の多様性を認めるということ」みたいな簡単な解説があったり、現状と課題の中で、まず最初に課題がばっと並べられていると、課題はこれだけあるのだな、そして、次の項目を見ていくような、ページ数が多くなってしまうのかもしれませんが、もう少し札幌市としてこのプランをみんなに読んでほしい、みんなに分かってほしいという見せ方はあるかもしれないと思いました。

そんなにみんながグラフを読み込めたり、言葉を知っているわけではないので、簡単な簡易バージョンみたいなものも出ていたとは思ったのですけれども、今、これを見て考えていました。

○梶井会長 ありがとうございます。

高校生、できれば中学生でも読めるような形がふさわしいと思います。我々もふわっと読み進めてしまうのですけれども、「男女共同参画の視点とは何ですか」と高校生に聞かれたら、もちろん男女が平等でとかそういう話になるわけですが、男女共同参画の視点を生かすというところまでいけば、男女共同参画の視点を生かした社会とはどういう社会なのだということが分かるように、第3章に入る前にもう少し分かりやすく、札幌市

として、ジェンダー平等の社会、男女共同参画の視点が活かされている社会とはこういう社会で、我々はそれを目指しますみたいなところを第1章、第2章で少し分かりやすく書いていく方向性もあると思います。そこは、市民に、誰にでも分かりやすいようにということを考えさせていただきたいと思います。

ご指摘の現状と課題にも、今の課題はこういうもので、こういうことですよということを最初にコンパクトに言ってからデータが出てくると、かいつまんだものが最初に、せっかくの施策体系をつくるときにも課題について洗い直したところもございますので、分かりやすい訴えかけ方、説得力のある書き方も工夫をさせていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○平井委員 22ページの「基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援」の現状と課題のところの書き出しを少し工夫していただけたらと思いました。

もちろん、ここに書かれている晩婚化や未婚率の上昇、離婚の増加等に伴いということが大きく影響しているのですが、せっかく最初のほうで男女の賃金格差だったり、非正規雇用率ということが書かれてあるので、離婚したからとか、未婚だからとか、晩婚だからということは、そもそも女性が困難を抱える理由ではなくて、そもそもが女性の働き方とかがあつての困難を抱えているわけですから、入っていてもいいのですけれども、冒頭にもうちょっと社会的背景などを書いてほしいと思います。

元に戻ってしまいますけれども、先ほど梶井会長が言ったように、女性活躍ということが何に対しても、何か長がつく役割ではなくて、本当の意味での女性活躍は、安心して働き続けられる、望めば働き続けられる環境ということだと思いますので、この困難を抱える女性の現状と課題のところにも、少しそういう社会背景があるのだということもちょっと述べていただけたらと思います。何となく自己責任的な感じを受けて、被害者意識ではないと言われてしまうかもしれないのですけれども、そういう困難も日本の社会構造が影響しているのです、ここに一文を入れていただけたらと思います。

○梶井会長 ありがとうございます。

これが冒頭に来るのもちょっと違和感がある感じがします。これが進んでいくと、24ページには非正規雇用率、25ページには困難な問題を抱える女性というところで進んでいくわけですが、先ほども言ったように、今は10代、20代の札幌市の女性の中絶率とか性病の罹患率とか、自殺が増えているということも含めると、若年層がまず晩婚や離婚というところに届かない若い人たちの、そして今も、それから、特定妊婦の問題とか、若年女性の問題が困難や不安を抱える女性として社会問題化しておりますので、もう少しこの前に持っていてもいいのか、その配置も含めて考えさせていただければと思います。

○平井委員 晩婚が女性の困難の理由ではないと思うのです。結婚するかしないかではなく、女性の困難ということで、そこを解消しようという施策だと思います。

○梶井会長 おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

ほかにご指摘、ご意見はありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、いよいよ各論に入りましたけれども、さらに本日の皆様のご意見を踏まえた上で確実なものにしていって、また次回ということになるかと思えます。

私も、最初に今まで決まりかかったことを混ぜ返すような意見などを申し上げてしまいました。個人的な考えになりますけれども、私、この審議会に来て、15年ぐらい前に男女共同参画審議会に入りました。実は、札幌市2005年に配偶者暴力相談センターというものを開設したのですけれども、それを開設するためにいろいろ議論するときの審議会におりました。それで、2005年に開設した配偶者暴力相談センターも、政令指定都市の中では早い段階で、その前に「DV防止法」ができて、それを受けての相談センターの開設だったわけですけれども、かなり政令指定都市としては先駆ける形で審議会で議論してつくったという、そういうことが思い出されて、それで、今回もまたこの法律ができて、女性相談支援センターも開設しようというところが法律に盛り込まれたという経緯が重なりました。今回、一つのタイミングとしては、札幌は女性をたくさん抱えているという意味でも、全国のロールモデルになるようなセンターをいち早く開設していければなという意気込みで、私も勇み足で申し上げました。そこをお酌み取りいただきまして、確定するまでにまだ時間がありますし、パブリックコメントにかけるまでもにまだ数か月ございますので、それまで皆様のいろいろな知見をお寄せいただいて、もう少しの間お力をお借りできればなということがございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、皆様から、各論に関して何かありませんか。

全体を通しまして、何か言っておきたいことはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、これで本日の議題は終了となりました。

事務局からお願いいたします。

○事務局(川瀬調査担当係長) 本日はどうもありがとうございました。

次回の審議会でございますが、会として正式に開催をさせていただくのが少し空きました、9月の中旬を予定とさせていただいております。

その前段としまして、今回、様々な貴重なご意見をいただきました第3章について、修正等々を加えた上で、さらに、第1章のプランについてのご説明、第2章、第4章のプランの推進に当たってを加えた答申案を事務局で作成して、7月下旬から8月上旬にかけて皆様に書面で一度ご覧いただく機会をつくらせていただければと考えてございます。このタイミングで、一旦、皆様には答申案の第1章から第4章までの全体をご覧いただけるようにしたいと思っております。

7月の書面送付の際に、ご意見、ご質問の募集をさせていただきます。そのご意見、ご質問を踏まえまして、最終の答申案に向かって、9月の令和4年度の第3回審議会でご審議いただきまして、答申案の完成とさせていただきたいと考えております。

なお、まだ期間がございますので、皆様からの追加のご質問等がございましたら、適宜、事務局までお寄せいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○梶井会長 ということでございますので、7月末頃に皆様にまたご意見を伺うための書類が届くと思いますけれども、ぜひとも、ぜひとも力をお借りしたいということです。5年間通用させるものでございますので、外から見て札幌はこういうまちなのだね、ジェンダー平等がすごく進んでいるねとか、人権が守られているねとか、暴力が全然ないのだねと、理想に向かっていくまちだというところが分かるような答申にしていきたいと思っております。

どうぞ、お気づきのときにすぐメールでご意見をお寄せいただければ、それについて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○梶井会長 それでは、次に皆様とお会いするのは9月になろうかと思っておりますけれども、今年は猛暑だと言われております。皆さん、ご健康に気をつけながら、男女共同参画についても忘れずに夏を乗り切っていただければと思います。

これで、本日の審議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところをありがとうございました。

以 上